

広島市監査委員	古	川	智	之
同	井	戸	陽	子
同	川	村	真	治
同	平	岡	優	一

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

なお、川村真治監査委員及び平岡優一監査委員は、政務活動費等に関する事務の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

議会事務局

総務課

秘書広報室

議事課

市政調査課

(2) 監査の範囲

令和 6 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 7 年 6 月 30 日から同年 7 月 31 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。